

改正の概要

山口市土木系工事における「週休2日工事」の実施要領（No. 93-1）

1 森林整備保全事業等の補正係数

令和8年4月1日に、国や県が森林整備保全事業等の補正係数について、「通期」を廃止し、「完全週休2日」を導入し、「月単位」を改定したことに準じ、同様の改正をするもの。

なお、土木一式、土地改良事業等、下水道工事の補正係数については、県が令和7年10月1日に上記と同様の改正をしたことから、令和7年12月1日に改正済みである。

2 施行期日

令和8年5月1日

（経過措置）

この要領の施行の日の前日までに、公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

山口市土木系工事における「週休2日工事」の実施要領 (No.93-1)

新旧対照表	
新：令和8年5月1日～	旧：令和7年12月1日～令和8年4月30日
<p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この要領は、令和8年5月1日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> <u>2 この要領の施行の日の前日までに、入札公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。</u></p>	<p><u>(追加)</u></p>

新旧対照表

新：令和8年5月1日～

旧：令和7年12月1日～令和8年4月30日

別紙

別紙

【土木工事】、【機械設備工事】

<補正係数（週休2日工事（現場閉所型））>

（中略）

また、森林整備保全事業等については、現場の閉所状況に応じて、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じる。

なお、市場単価方式・土木工事標準単価については、

別表7～8に示す補正係数を乗じるものとする。

[月単位]

- ・労務費 1.02
- ・共通仮設費率 1.01
- ・現場管理費率 1.02

[完全週休2日]

- ・労務費 1.02
- ・共通仮設費率 1.02
- ・現場管理費率 1.03

【土木工事】、【機械設備工事】

<補正係数（週休2日工事（現場閉所型））>

（中略）

また、森林整備保全事業等については、現場の閉所状況に応じて、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じる。

なお、市場単価方式・土木工事標準単価については、

別表7～8に示す補正係数を乗じるものとする。

[通期]

- ・労務費 1.02
- ・機械経費(賃料) 1.02
- ・共通仮設費率 1.02
- ・現場管理費率 1.03

[月単位]

- ・労務費 1.04
- ・機械経費(賃料) 1.02
- ・共通仮設費率 1.03
- ・現場管理費率 1.05

新旧対照表

新：令和8年5月1日～	旧：令和7年12月1日～令和8年4月30日
<p><補正係数（週休2日工事（交替制））></p> <p>（中略）</p> <p>また、森林整備保全事業等については、技術者及び技能労働者の休日率に応じて、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じる。</p> <p>なお、市場単価方式・土木工事標準単価については、別表7～8に示す補正係数を乗じるものとする。</p> <p>[月単位]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労務費 1.02 ・現場管理費率 1.02 <p>[完全週休2日]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労務費 1.02 ・現場管理費率 1.03 <p>（中略）</p>	<p><補正係数（週休2日工事（交替制））></p> <p>（中略）</p> <p>また、森林整備保全事業等については、技術者及び技能労働者の休日率に応じて、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じる。</p> <p>なお、市場単価方式・土木工事標準単価については、別表7～8に示す補正係数を乗じるものとする。</p> <p>[通期]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労務費 1.02 ・現場管理費率 1.01 <p>[月単位]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労務費 1.04 ・現場管理費率 1.03 <p>（中略）</p>

新旧対照表

新：令和8年5月1日～

旧：令和7年12月1日～令和8年4月30日

別表7

別表7

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数（森林整備保全事業等）

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数（森林整備保全事業等）

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		月単位	完全週休 2日	月単位	完全週休 2日
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01	1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01	1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01	1.01	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01	1.01	1.01
道路植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁用伸縮接手装置設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮接手装置設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.00	1.00
グレーピング工		1.00	1.00	1.00	1.00
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
鉄筋工		1.02	1.04	1.02	1.04
ガス圧接工		1.02	1.03	1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.04	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.01	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.00
	撤去・移設	1.02	1.03	1.01	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
法面工		1.01	1.02	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.03	1.01	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.02	1.03	1.01	1.03
道路植栽工	植樹	1.02	1.04	1.02	1.04
	剪定	1.02	1.04	1.02	1.04
公園植栽工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁用伸縮接手装置設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮接手装置設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.01	1.00	1.01
グレーピング工		1.00	1.01	1.00	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.02	1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01

新旧対照表

新：令和8年5月1日～

旧：令和7年12月1日～令和8年4月30日

別表8

別表8

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数（森林整備保全事業等）

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数（森林整備保全事業等）

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		月単位	完全週休 2日	月単位	完全週休 2日
区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02	1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02	1.02	1.02
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02	1.02	1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.02	1.02	1.02	1.02

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
構造物とりこわし工	機械	1.02	1.03	1.01	1.03
	人力	1.02	1.04	1.02	1.04
コンクリートブロック積工		1.02	1.04	1.02	1.03
排水構造物工		1.02	1.04	1.02	1.03
橋梁塗装工		1.01	1.03	1.01	1.03
塗膜除去工		1.02	1.04	1.02	1.04
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02	1.04	1.02	1.04